

中核技術創出推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」(計画期間：平成30年度～令和4年度)に基づき、産業イノベーションの「芽」となる中核技術の創出及びそれらの中核技術を活かした新事業創出を促進するため、県内企業や県内大学等が行う研究開発に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 県内企業

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であって、長野県内に事業所を有するもの

イ 前号以外のもののうち、新技術・新製品の研究開発を通じて長野県産業の発展に寄与すると認められるものであって、長野県内に事業所を有するもの

(2) 県内大学等

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校であって、長野県内に研究拠点を有するもの

イ 学校教育法第108条に規定する短期大学であって、長野県内に研究拠点を有するもの

(補助対象事業)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業は、未解決の社会ニーズを踏まえ、ニーズの解決・事業化に必要な新技術を特定するとともに、当該新技術の具現化を目指し、県内企業や県内大学等が行う研究開発とする。

(補助対象者)

第4 第1に規定する補助金の交付の対象となる者は、第2に規定する県内企業及び県内大学等とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

2 第1に規定する補助金の補助率は、2分の1以内とする。

3 第1に規定する補助金の交付限度額は、200万円以内とする。

(補助金交付の申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、中核技術創出推進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 中核技術創出推進事業実施計画書(様式第2号)

(2) 中核技術創出推進事業経費内訳書(様式第3号)

(3) 直近の決算書(県内企業に限る)

(4) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要と認める書類

3 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 補助金の交付の申請をするにあたり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した中核技術創出推進事業補助金事前着手届(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内に中核技術創出推進事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を知事に提出して行うものとする。

(計画の変更)

第8 補助事業者は、補助対象経費又は補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、中核技術創出推進事業計画変更承認申請書(様式第6号)をあらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助事業の中止または廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、中核技術創出推進事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を、あらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10 補助事業者は、補助事業年度の10月31日時点における補助事業の遂行状況について、中核技術創出推進事業遂行状況報告書(様式第8号)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、中核技術創出推進事業実績報告書(様式第9号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 中核技術創出推進事業実施結果報告書(様式第10号)

(2) 中核技術創出推進事業収支報告書(様式第11号)

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(補助金の概算払い)

第12 補助事業者が、補助金の概算払いを受けようとするときは、中核技術創出推進事業補助金概算払請求書(様式第12号)を知事に提出するものとする。

(補助金の精算払い)

第13 補助事業者が、補助事業完了後、補助金の精算払いを受けようとするときは、中核技術創出推進事業補助金精算払請求書(様式第13号)を知事に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第14号)により速やかに知事に報告するものとする。ただし、第11第4項の規定に基づき、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額した実績報告に基づき額の確定を受けた場合はこの限りではない。

(事業成果の公表)

第15 補助事業者は、知事の求めに応じ、補助事業の成果を公表するものとする。

(財産処分の制限)

第16 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、中核技術創出推進事業財産処分承認申請書(様式第15号)とする。

2 規則第19条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、1件当たりの取得価格が

10万円以上のものとする。

- 3 知事は、補助事業者が当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(帳簿の整備等)

- 第17 補助事業者は補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整理し補助事業年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(産業財産権に関する届出)

- 第18 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権を出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、当該年度の終了後15日以内に中核技術創出推進事業に係る産業財産権届出書(様式第16号)を知事に提出するものとする。

(企業化状況の報告)

- 第19 補助事業者は、補助事業年度の終了後5年間、毎年度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化の状況について、中核技術創出推進事業に係る企業化状況報告書(様式第17号)により知事に報告するものとする。

(収益納付)

- 第20 知事は、補助事業年度の終了後、補助事業者が補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させるものとする。

(書類の提出部数等)

- 第21 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部、写し1部とし、所在地を管轄する地域振興局長を経由するものとする。

附則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

別表 1 (補助対象経費)

補助対象経費	内容
設備備品費	研究開発に用いる機械、装置、工具、器具、備品等
消耗品費	研究開発に用いる工具、器具、備品のうち消耗品に属するもの、研究開発に用いる原材料及び副資材、研究開発成果のPRパンフレット等の印刷製本、研究開発に係る文献の購入等
謝金	講師等の外部専門家の謝金
旅費	講師等の外部専門家の旅費、補助事業者役職員の旅費
借損料	研究開発に用いる機械、装置等の借用、研究開発成果のPRのための展示会出展の小間料等
委託費	設計外注、外注加工等
役務費	産業財産権関連経費、翻訳、データ分析等の役務の提供、ソフトウェアライセンスの使用、学会参加等
その他	知事が必要と認める経費

(様式第1号) (第6関係)

中核技術創出推進事業補助金交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度中核技術創出推進事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 研究開発テーマ名

2 補助事業の実施期間

(1) 開始予定年月日： 年 月 日

(2) 完了予定年月日： 年 月 日

3 補助金交付申請額

_____ 円

4 添付書類

(1) 中核技術創出推進事業実施計画書 (様式第2号)

(2) 中核技術創出推進事業経費内訳書 (様式第3号)

(様式第2号) (第6関係)

中核技術創出推進事業実施計画書

1 申請者の概要

(1) 名称	
(2) 住所	〒
(3) 実施場所	事業所名： 住所：
(4) 従業者数	人 (県内企業のみ記載)
(5) 資本金	円 (県内企業のみ記載)
(6) 担当者	所属・職・氏名： 電話番号： 書類送付先住所：〒 E-mail：

2 事業実施計画

(1) 研究開発テーマ

(2) 研究開発の内容

(備考)

- ・本実施計画書は詳細に記載すること。また、必要に応じて図表などの分かり易い資料を添付すること。

(様式第3号) (第6関係)

中核技術創出推進事業経費内訳書

1 収入の部 (単位:円)

区分	金額
県補助金申請額	
自己資金	
その他	
合計	

2 支出の部 (単位:円)

区分	内容	補助事業に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
設備備品費				
消耗品費				
謝金				
旅費				
借損料				
委託費				
役務費				
その他				
合計				

(備考)

・適宜、行を追加して記載すること。

(様式第4号) (第6関係)

中核技術創出推進事業補助金事前着手届

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付で補助金の交付申請をした標記事業について、下記1の理由により、補助金交付決定前に着手したいので届出ます。

なお、補助金交付決定前に着手するにあたっては、下記2の事項を遵守します。

記

1 事前着手について

(1) 研究開発テーマ名

(2) 事前着手する理由

2 遵守事項

ア 交付申請した事業が交付決定されなかった場合又は交付決定した補助金が交付申請額に達しなかった場合において、異議を申立てないこと

イ 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

(様式第5号)(第7関係)

中核技術創出推進事業補助金交付申請取下書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のありました
創出推進事業につきましては、下記の理由により申請を取り下げます。

年度中核技術

記

取り下げの理由

(様式第6号) (第8関係)

中核技術創出推進事業計画変更承認申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のありました
創出推進事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

年度中核技術

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- ・変更前及び変更後の内容が確認できる書類を添付すること。

(様式第7号) (第9関係)

中核技術創出推進事業計画中止(廃止)承認申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のありました 年度中核技術
創出推進事業を下記の理由により中止(廃止)したいので、承認してください。

記

中止(廃止)の理由

(様式第8号) (第10関係)

中核技術創出推進事業遂行状況報告書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のありました 年度中核技術創出
推進事業の 年 10 月 31 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

2 収支の状況

別紙「収支明細書」のとおり

(備考)

- ・別に定める収支明細書を添付すること。

(様式第9号) (第11関係)

中核技術創出推進事業実績報告書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のありました 年度中核技術創出
推進事業を下記のとおり実施しました。

記

1 研究開発テーマ名

2 補助事業の実施期間

(1) 開始年月日: 年 月 日

(2) 完了年月日: 年 月 日

3 補助金交付額

_____ 円

4 添付書類

(1) 中核技術創出推進事業実施結果報告書 (様式第10号)

(2) 中核技術創出推進事業収支報告書 (様式第11号)

(様式第 10 号) (第 11 関係)

中核技術創出推進事業実施結果報告書

1 補助事業実施結果

(1) 研究開発テーマ名

(2) 研究開発の実施結果

(備考)

- ・本報告書は、ページ数にこだわらず詳細に記載すること。また、必要に応じて写真や図表なども張り付け、分かり易く記載すること。

(様式第 11 号) (第 11 関係)

中核技術創出推進事業収支報告書

1 収入の部 (単位: 円)

区分	金額
県補助金申請額	
自己資金	
その他	
合計	

2 支出の部 (単位: 円)

区分	内容	補助事業に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
設備備品費				
消耗品費				
謝金				
旅費				
借損料				
委託費				
役務費				
その他				
合計				

(備考)

- ・別に定める収支明細書を添付すること。
- ・適宜行を追加して記載すること。

(様式第 12 号) (第 12 関係)

中核技術創出推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県指令 第 号で交付決定のありました 年度中核技術創出推進事業
補助金を下記のとおり概算払してください。

記

金 円

交付決定額	補助金概算払額		
	既交付額	今回請求額	計
円	円	円	円

※補助金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

(様式第 13 号) (第 13 関係)

中核技術創出推進事業補助金精算払請求書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県達 第 号で額の確定のありました 年度中核技術創出推進事業補助金を下記のとおり精算払してください。

記

金 円

確定額	補助金精算払額		
	既交付額	今回請求額	計
円	円	円	円

※補助金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

(様式第14号) (第14関係)

消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県達 第 号で額の確定のありました 年度中核技術創出推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額が下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	補助金確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(備考)

- ・返還額に係る積算の内訳を添付すること。

(様式第15号) (第16関係)

中核技術創出推進事業財産処分承認申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付長野県指令 第 号で補助対象となり取得した財産を、下記のとおり処分
したいので承認してください。

記

- 1 品目
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(様式第16号) (第18関係)

中核技術創出推進事業に係る産業財産権届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定された中核技術創出推進事業補助金について、中核技術創出推進事業補助金交付要綱第18に基づき、産業財産権に関して下記のとおり届出します。

記

- 1 研究開発テーマ名
- 2 名称及び種類
- 3 出願又は取得年月日
- 4 内容
- 5 相手先及び条件

(備考)

- 1 「名称及び種類」は、発明等の名称、産業財産権の種類及び出願番号等を記載すること。
- 2 共同開発の場合には、名称の後に出願人名を（ ）内に記載すること。
- 3 「相手先及び条件」は、譲渡又は実施権設定の場合に記載すること。

中核技術創出推進事業に係る企業化状況報告書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定された中核技術創出推進事業補助金の 年度の企業化状況について、中核技術創出推進事業補助金交付要綱第19に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 研究開発テーマ名

2 企業化状況

内 容	金 額 (円)	記号
補助事業に係る本年度収益額		…A
控除額 (C - D) / 5		…B
実績報告書の決算総額		…C
補助金確定額		…D
本年度までの補助事業に係る支出額 C + F		…E
追加研究に要した経費		…F
基準納付額 (A - B) D / E		…G
前年度までの補助事業に係る県への累積納付額		…H
本年度納付額		…I

3 企業化段階等

企業化段階	<input type="checkbox"/> 開発継続中 <input type="checkbox"/> 概ね開発終了 <input type="checkbox"/> 商品化・販売段階	
展示会への出展	<input type="checkbox"/> した(展示会名:) <input type="checkbox"/> していない	
全事業売上のうち本事業に係る商品の売上割合	約 () %	
今後の見通し		
特記事項		

(備考) 用語の定義及び記号

用語	定義	記号
補助事業に係る本年度収益額	補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入から、総収入を得るために要した経費を差し引いた額の合計額。 「補助事業の実施結果の企業化による収入」 －「収入を得るために要した経費」	… A
収入を得るために要した経費	販売した製品の直接費、対象となる製品の間接費（通常は製品を作るための工数費により按分）及び前述の費用と会社で製造している全製品に係る同様の費用の合計との比（原価比）によって按分した販売費と一般管理費等の総計。	
控除額	補助事業に係る経費のうち、中小企業者等が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。 $(C - D) / 5$	… B
補助事業の決算総額	補助金確定額及び自己負担額	… C
補助金確定額	—	… D
本年度までの補助事業に係る支出額	本年度までに補助事業に関わる費用として支出された全ての経費（補助金を含む。）をいう。補助事業の成果を企業化する場合に必要な設備投資等の経費は前述の「収入を得るために要した経費」にあたるため、本支出額には含めない。 $C + F$	… E
追加研究に要した経費	補助対象年度以降、補助事業に関して行った追加研究・試作に要した経費の累計	… F
基準納付額	「補助事業に係る本年度収益額」から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。	… G
前年度までの補助事業に係る県への累積納付額	前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。	… H
本年度納付額	「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金確定額」を超えない場合には、「基準納付額」が本年度納付額となる。 $D > G + H$ ならば $I = G = (A - B) D / E$ 「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金確定額」を超える場合には、「補助金確定額」から「累積納付額」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $I = D - H$	… I